

## [事案 2023-345] 転換契約無効請求

・令和7年1月31日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成8年11月に契約した終身保険を、平成21年1月に組立型保険に転換したが、以下等の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1) 転換の際、募集人に対し、「掛け捨てでないこと」「支払いが困難になった場合でも解約、貸付以外の対応ができること」を要望したが、自分が考えていたよりも解約返戻金が少なく、また、本契約を払済保険に変更することができなかった。
- (2) 自分は、転換の際に無職であったことから、申込書の年収欄や勤務先欄には記載をしなかった。しかし、本契約の申込書には、年収欄や職業欄に記載があり、これは自分が記載したのではない。押印も自分はしていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、解約返戻金の少ない商品であり、募集人から「保険料が掛け捨てではない」等という表現で説明することは考えにくい。また、通常、保険契約において、支払った保険料全額の返金が保障されることはなく、これらの点は、申立人に交付した設計書やご契約のしおりに記載がある。
- (2) 本件のように特約の更新前のタイミングでの転換の場合、今後支払う保険料についても重要な要素として転換後の契約内容を検討するため、保険料が払えなくなった場合のことにについて質問されることはあまりない。仮にそのような話が出た場合、当社の社員であれば、通常、ご契約のしおりの該当ページを説明する。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。